

C O N T E N T S

第一章 「ギャンブル依存症」という病気はない

3 「ギャンブル依存症」という医学的定義はない

認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク代表 一般社団法人RCPG代表 精神科医 西村直之さん

7 ギャンブル・遊技への「のめり込み」8割が自己回復

諏訪東京理科大学教授 脳科学者 篠原菊紀さん

9 遊技障害のおそれ 直近1年40万人 生涯90万人

第二章 依存問題の支援現場から「依存症」の「治療」でよいのか

11 「病気」と決めつけることのこれだけの弊害

認定NPO法人ワンダーポート施設長 中村 努さん

13 ギャンブルの問題を抱えた兄を持つ妹の手記

15 生活の視点に裏打ちされた見立てと支援を

浦和まはろ相談室代表 精神保健福祉士 高澤和彦さん

17 おカネの問題は結果であり現象

認定NPO法人ワンダーポート理事長 司法書士 稲村 厚さん

第三章 「ギャンブル等依存」調査結果の正しい受けとめ方

19 「ギャンブル依存症536万人」のカラクリ

21 厚労省研究班調査の考察とSOGS運用面での課題

医療法人社団正心会 よしの病院副院長 精神科医 河本泰信さん

23 「ギャンブル等依存症」の疑い 厚労省研究班調査で70万人

25 ギャンブル障害の疑い 直近1年は諸外国並み

第四章 遊技業界の依存問題への取り組み

27 世界基準に近づくパチンコ店の依存問題対策

発刊にあたり

2016年12月に国会で「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立しました。政府はその後、「ギャンブル等依存症対策推進閣僚会議」を設け、公営競技やパチンコ・パチスロなど既存の「ギャンブル等」を含めた「依存症」対策の策定に動きだし、2017年3月に「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」をまとめました。

この一連の「ギャンブル依存症」をめぐる議論の中で耳目を集めたのが、2014年8月に厚生労働省からの委託研究発表が発表した「ギャンブル依存症536万人」という調査結果の数字でした。

この「536万人」をメディアがセンセーショナルに取り上げたことで、あたかも日本では、成人の20人にひとりギャンブル等で深刻な問題に陥っているという誤ったイメージが拡散されていきました。

この調査はもともと、アルコールの有害使用対策に関する総合的研究の中の付随的調査として行われたもので、

「536万人」は「生涯においてギャンブル依存症の疑いがある者」を推計したものであり、現在ギャンブルで深刻な問題を抱えている人の数ではないことが、その後の調査でわかってきました。

しかし、この「536万人」を現在でも使用するメディアがあるなど、ギャンブル等依存問題への理解が深まっているとは言えない状況です。ギャンブルで問題を抱えた人を「依存症」という病気に押し込めるような議論では、決して問題を抱えた人への寄り添った対策につながりません。

私たちは、他の娯楽産業に先駆けてパチンコ産業が10年以上前から取り組んできた、パチンコ依存問題への取り組みを取材してきました。

娯楽であるはずのパチンコで、生活に深刻な影響を抱えてしまっている人が存在することは紛れもない事実です。カジノが日本にできるかどうかは関係なく、この問題にはパチンコ産業が真摯に取り組まなければなりません。パチンコ産業の取り組みはまだまだ課

題が多く、より一層の努力が必要です。それでも、これまでパチンコで問題を抱えた人たちと向き合ってきた支援者たちの経験と、世界を視野に入れたギャンブル依存問題の知見を、パチンコ産業が蓄積してきていることもまた事実です。

一方で、IR実施に向けた法整備の動きの中で、にわかに「ギャンブル等依存症」という政治用語が現れ、その用語を基にした議論が行われています。このような議論は、これまでこの問題の対策に真摯に向き合ってきた専門家からどのように見えていくでしょうか。

私たちは、「依存症」という理解の下で「依存症対策」が進んでいくことに危機感を抱き、「ギャンブル等依存症対策」を推進する上での問題点が多く、関係者に理解されることを目的に、本書を発刊しました。

編集にご協力いただいたみなさんのこれまでの努力と知見が活かされ、現在、「ギャンブル等」で深刻な問題を抱えている人たちに本当に必要な支援が届く一助になることを願っています。

月刊アミューズメントジャパン編集部